

定 期 監 査

1 監査実施日及び対象

- 令和3年1月26日 北開田会館、総務課・消費生活センター・選挙管理委員会・
固定資産評価審査委員会、総合交流センター、生涯学習課
中央公民館、図書館、北開田児童館
- 〃 2月15日 職員課、総合調整法務課、市民課、上下水道部総務課
水道施設課・浄水場、下水道施設課
- 〃 3月16日 自治振興室、防災・安全推進室
多世代交流ふれあいセンター

2 監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和2年度分（必要に応じて過年度分含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部事務処理等に不備及び改善・検討を要する事項が見受けられたので、今後留意して事務を進められたい。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

(1) 北開田会館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(2) 総務課・消費生活センター・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(3) 総合交流センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(4) 生涯学習課

【監査の結果】

① 市史販売売上金及び複写機手数料については、速やかに入金処理をされたい。

【改善措置状況】

講じた措置：速やかに入金処理を行うとともに、適正な事務処理について改めて課内で確認した。

(5) 中央公民館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(6) 図書館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(7) 北開田児童館

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(8) 職員課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

【令和元年度定期監査に対する措置状況】

① 給与払いについて、昇格漏れのないよう注意されるとともに、再発防止に向けて

課内で対策を講じられたい。

講じた措置：職員の昇格については、複数担当者により対象者の抽出及び照合を行うことで、確認回数を増やすことにより、昇格漏れが生じないよう対策を行った。

(9) 総合調整法務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 0) 市民課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 1) 上下水道部総務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 2) 水道施設課・浄水場

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 3) 下水道施設課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 4) 自治振興室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 5) 防災・安全推進室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(1 6) 多世代交流ふれあいセンター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。